

札幌芸術の森（公益財団法人札幌市芸術文化財団）
契約職員 募集要項

札幌芸術の森（公益財団法人札幌市芸術文化財団）では、契約職員を募集いたします。

《札幌芸術の森の概要》

北方の新しい芸術・文化の創造を目指すため、昭和 61 年（1986 年）7 月 27 日にオープンした札幌芸術の森は、その名前にふさわしい豊かな自然環境のなかにあり、広さ 40ha におよぶ敷地には、鑑賞、発表、制作、研修、情報交流の機能を備えた各種芸術施設が点在し、芸術家のみならず多くの市民にご利用いただいております。また、主催事業として、音楽舞台芸術、美術、工芸の各種事業を行っています。

1 募集職種

契約職員（一般職／事務）

2 募集対象

舞台・音楽事業に関心のある方

3 業務内容

（雇入れ直後）

主に小中学生の音楽育成事業や公演事業、イベント制作の補助、広報宣伝、庶務・経理等の事務

（変更の範囲）

財団の定める業務

4 応募資格

次の要件を満たす方

- （1）札幌芸術の森が行う音楽・舞台芸術事業で、特にジャズ音楽やバレエに関心がある方。
- （2）一般事務や電話対応、パソコン操作がひととおり可能でエクセル、ワード等に習熟されている方。
- （3）普通運転免許以上の運転免許があれば尚可。（AT限定免許可）
- （4）令和 8 年 10 月 15 日（木）以降勤務可能な方 ※勤務開始日については応相談。
- （5）学校教育法による高等学校卒業以上の方
- （6）次のいずれかに該当する方は応募できません
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・日本の国籍を有しない方で、就職を制限されている在留資格の方
- （7）当財団での通算契約期間 5 年満了後、6 ヶ月を経過した方は応募可能です。

5 雇用形態
契約職員

6 契約期間

採用日～から令和9年3月31日

※採用日から6か月を試用期間として契約いたします。その後、財団の経営状況、業務の必要性、勤務成績、能力、勤務態度等により、契約を更新する場合があります（通算契約期間5年まで）。

※初回契約は令和9年3月31日まで。次回は試用期間終了まで。3回目からは年度ごとの契約更新。

7 採用予定人数

1名

8 勤務場所・部署

（1）勤務場所

（雇入れ直後）

札幌芸術の森センター（札幌市南区芸術の森2丁目75）

（変更の範囲）

財団の定める場所

（2）勤務部署

（雇入れ直後）

公益財団法人札幌市芸術文化財団 芸術の森事業部事業課事業係

（変更の範囲）

財団の定める部署

9 勤務時間

午前9時15分から午後5時45分まで（休憩45分）

※所定時間外勤務が発生することがあります。

10 休日

- ・週休2日制（ただし、土曜日・日曜日が休日になるとは限りません）
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日に相当する日数で別に定める日
- ・年末年始
- ・年次有給休暇（財団規定による）
- ・この他に、財団の規程により、夏季休暇、忌引休暇、生理休暇、母性健康管理のための休暇、子の看護等休暇、介護休暇等があります。

11 給与

財団の規定により、給与および諸手当（通勤手当、時間外勤務手当等）を支給します。

月額203,528円（地域手当4%を含む。ただし上記諸手当を除く）

※令和8年4月現在

12 福利厚生

健康保険、厚生年金、雇用保険等

受動喫煙防止措置あり/屋内禁煙(敷地内喫煙所あり)

13 応募方法

募集要項をご確認の上、ご応募ください。

(1) 第1次選考(書類による選考)

①選考方法

「履歴書」および「実務経歴書」の提出による書類選考

市販の履歴書(A3見開きサイズ、JIS規格)に必要事項を本人が記入し、
写真を添付して申し込んでください。

※提出された履歴書は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

※実務経歴書(必須)は、自由(プリンター出力可)形式です。

②受付期間

採用者決定まで

③提出先

〒005-0864

札幌市南区芸術の森2丁目75番地

札幌芸術の森事業課 契約職員採用担当

※封筒裏面に差出人の郵便番号、住所、氏名を明記し、必ず郵便で送付してください。郵送以外では受付いたしません。

④可否の通知

応募者全員に対して通知いたします。合格者については、第2次選考(面接)の詳細と併せて電話にて通知いたします。不合格者については、文書にて通知いたします。

(2) 第2次選考(面接による選考)

書類による合格者についてのみ実施します。個別面接により、主として人物評価をします。

① 面接日

第1次選考の合格者に別途通知いたします。

② 可否通知

面接者全員に対して通知いたします。合格者については、電話にて通知いたします。不合格者については、文書にて通知いたします。

14 求職者等へのハラスメント防止に関する方針

当財団は、全ての求職者等に対する当財団の職員による性的な言動その他のハラスメントを一切許容いたしません。

- ・求職者等との面接・面談は、勤務時間内に行い、原則２名以上で対応します。
- ・求職者等とは、財団のメールアドレスもしくは電話で連絡を取り合います（私的な連絡先の交換は禁止）。

採用選考の過程において不安を感じた場合、被害を受けた場合は、以下の相談窓口へご連絡ください。なお、ご相談にはプライバシーを守って対応し、ご相談を理由に選考において不利益な取扱いを行うことはございません。

相談窓口：公益財団法人札幌市芸術文化財団 総務課 011-521-5114